

第99回全国高等学校野球選手権大会
出場募金

募金趣意書



学校法人 土浦日本大学学園

土浦日本大学高等学校

第 99 回全国高等学校野球選手権大会出場募金趣意書

拝啓 盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、本校野球部は、第 99 回全国高等学校野球選手権大会茨城県大会において激戦を勝ち抜き、31年ぶり悲願の夏の甲子園出場を成し遂げました。これもひとえに皆様方のご声援の賜と深く感謝申し上げます。

甲子園の晴れ舞台では、県内一と自負する練習で培った力とチームワークを遺憾なく発揮するとともに、茨城県の代表として、そして、日本大学付属校としての自信と誇りを持って大会に臨んでまいります。また、在校生・保護者・卒業生・地元の皆様と共に、31年ぶりの夏の甲子園出場の喜びを分かち合い、選手たちを精一杯応援する所存です。

つきましては、甲子園出場にあたり選手・応援団の派遣などに多額の費用が必要となります。厳しい経済状況の折、誠に恐縮に存じますが、その一部についてご支援いただき、この素晴らしい教育活動の機会を充実したものにすべく、特段のご芳志を賜りたくお願い申し上げます。

なお、この募金は任意でお願いしているものであることを申し添えます。

敬具

平成 29 年 7 月 吉日

学校法人 土浦日本大学学園	理事長	佐藤 豊
土浦日本大学高等学校	校長	吉田 正俊
土浦日本大学高等学校父母と教師の会	会長	久松 公生
土浦日本大学高等学校後援会	会長	野口 裕子
土浦日本大学高等学校体育後援会	会長	渡部 大輔
土浦日本大学高等学校同窓会	会長	妹川 真澄

第99回全国高等学校野球選手権大会出場募金募集要項

1 募金名称 第99回全国高等学校野球選手権大会出場募金

2 寄付金額 1口 5,000円 2口以上のご協力をお願いいたします。

3 募集期間 平成29年8月1日から平成29年9月30日まで

4 寄付金払込方法 (1)～(2)のいずれかの方法でご納入ください。

(1) 最寄りの郵便局にて払込取扱票(青色)を使用し、通信欄に『土浦日大高校甲子園出場寄付金』『本校との関係(卒業生等)』『住所・氏名・電話番号』を記入のうえ、お振込下さい。

振込先口座記号番号 00120-0-695309

加入者名 学校法人 土浦日本大学学園

※ 払込取扱票・寄付申込書等の送付を希望される場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

※ 振込手数料については、寄付者様のご負担となりますので、ご協力の程お願い申し上げます。

窓口扱いの場合	5万円未満	130円	5万円以上	340円
払込取扱票挿入口のあるATM扱いの場合	5万円未満	80円	5万円以上	290円

※ 10万円を超える寄付をいただける場合は、振込窓口で公的機関の発行した証明書類(個人の場合は、運転免許証・各種保険証等、企業等の場合は、登記事項証明書・印鑑登録証明書等)の提示が必要となります。また、法人の場合は、実際にお手続きされる方と法人との関係がわかる書類(社員証等)の提示が必要となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 事務局窓口にて現金でご納入ください。(取扱い:平日9:00~16:00 但し、土日・祝日、8/11~16、8/23は事務局閉室等により取扱いをしておりませんのでご注意ください。)

5 寄付金申込書の提出

ホームページより寄付金申込書をダウンロードし、所定事項を記入のうえ、下記の寄付金申込書提出先へご提出ください。(寄付金として受領するために必要な手続きとなりますのでご協力をお願いいたします。)

6 寄付金の領収書と特定公益増進法人の証明書の送付

※ 寄付金を納入いただきますと、本校から「寄付金領収書」および「特定公益増進法人であることの証明書(写)」を後日お送りいたします。税制の優遇措置が受けられますので(次頁参照)確定申告の際に、税務署にご提出ください。

※ 領収書については、再発行ができません。確定申告等の際まで、大切に保管をお願いいたします。

応援バスの申込・費用は別途必要となります。

寄付金募集詐欺(本校名・OB会を名乗り寄付を募る行為等)にご注意ください。

お問い合わせ先・寄付金申込書提出先

土浦日本大学高等学校

(提出先) 〒300-0826 茨城県土浦市小松ヶ丘町4番46号

(お問い合わせ先) TEL029-822-3387 (事務局直通)

寄付金の税制上の優遇措置について

【個人の場合】

本学園への寄付金は「特定公益増進法人に対する寄付金」として、税制の優遇措置が受けられます。ご寄付された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告を行ってください。確定申告の際には、学園発行の「寄付金領収書」と「特定公益増進法人であることの証明書（写）」が必要となります。

① 所得税の優遇措置

寄付金による所得控除額は、次の計算式によって算出された金額となり、課税所得から控除されることにより所得税が減額されます。還付される額は、個人の所得税率等により異なりますので、確定申告の際にご確認ください。

(例) 所得税の所得控除額※1 = (当該年中に支出した寄付金の額※2 - 2,000円)

※1 所得控除額に所得税率を掛けた額が目安となります。

※2 ただし、当該年度分の総所得金額等の 40/100 を限度とする。

② 住民税の優遇措置

寄付金による税額控除額は、次の計算式によって算出された金額となり、翌年度の住民税が減額されます。

(例) 住民税の税額控除額 = (当該年中に支出した寄付金の額※1 - 2,000円) ×

※1 但し、当該年度分の総所得金額等の 30/100 を限度とする。

都道府県指定 4%
(控除率) 区市町村指定 6%
双方とも指定 10%

※1 寄付金を支払った年の翌年 1 月 1 日現在、お住まいの都道府県・区市町村における条例指定の内容により税額控除の適用の可否が判断されます。くわしくは各都道府県・区市町村の税務担当課のホームページ等でご確認ください。

(参考) 茨城県総務部税務課 (<http://www.pref.ibaraki.jp/somu/zeimu/kikaku/faq/siteikifukin/top.html>)

【企業等の場合】

特定公益増進法人への寄付金とした場合において、一般の寄付金とは別枠で損金算入限度額(※1)まで損金の額に算入でき、限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として限度額(※2)まで損金に算入できます。

※1 [損金算入限度額] = (資本等の金額 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2

※2 [一般の損金算入限度額] = (資本等の金額 × 0.25% + 当該年度所得 × 2.5%) × 1/4

個人情報の保護について

学校法人土浦日本大学学園では、寄付金申込書等にご記入いただきました氏名・住所・金額等の個人情報は、本学園が行う第99回全国高等学校野球選手権大会出場募金に係る業務(礼状の送付、領収書の発行・送付、寄付金台帳・寄付者芳名簿への記載、寄付金データの統計処理等、所轄庁への手続き等)以外には利用致しません。(寄付者芳名簿への記載を希望されない場合は、寄付申込書に選択肢がありますので、お選びください。)

なお、学校法人土浦日本大学学園はこれらの業務の一部を業者に委託する場合があります。この場合、学校法人土浦日本大学学園および当該業務の委託を受けた業者は、上記利用目的の達成に必要な範囲を超えて寄付者の個人情報を利用することはありません。